

盛岡保健所長告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成19年1月9日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

1 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0370102675	とちない脳神経外科クリニック	盛岡市津志田中央三丁目17番10号	栃内 秀士	平成18年10月1日
0370102816	松園第一病院	盛岡市東黒石野三丁目2番1号	医療法人共生会	平成18年12月1日

2 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0370102667	たぐち脳神経外科クリニック 通所リハビリセンター	盛岡市本町通一丁目3番6号	田口 壮一	平成18年10月2日